

# 労働・助成金情報 特急便

第 103 号 (2021 年 6 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

改正高年齢者雇用安定法が令和 3 年 4 月から施行されました。

それ以前は、65 歳までの雇用確保の「義務」がありました。

具体的には、事業主は定年の年齢を定める場合は、60 歳以上（60 歳未満の定年の禁止）にしなければいけません。定年を 65 歳未満までに定めている場合は、①65 歳までの定年引上げ②定年制の廃止③65 歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じることです。

令和 3 年 4 月からは、65 歳までの雇用確保の「義務」に加えて、70 歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となりました。

そして、70 歳までの就業確保措置が努力義務になったことにより、**再就職援助措置**と**多数離職届**の対象が拡大しました。以前は、解雇その他の事業主の都合により退職する 45 歳～65 歳までだったのが 45 歳～70 歳未満までとなりました。

今回は「努力義務」となった 70 歳までの就業確保措置の具体的な内容の確認と就業確保措置を講じる際に使える助成金について紹介します。

※**再就職援助措置**・・・解雇等により離職する高年齢者等には、求職活動に対する経済的支援、再就職や教育訓練受講等のあっせん、再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。自己の責めに帰すべき理由によるものは除きます。

※**多数離職届**・・・同一の事業所において、1 か月以内に 5 人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報をハローワークに届け出なければなりません。

## 70 歳までの就業確保措置

### <対象となる事業主>

- 定年を 65 歳以上 70 歳未満に定めている事業主
- 65 歳までの継続雇用制度を導入している事業主（70 歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）  
※全ての企業に対して適用されるため 65 歳以上の労働者がいない企業も措置を講じるよう努めることが必要です。

### <対象となる措置>

- ① 70 歳までの定年引上げ
  - ② 定年制の廃止
  - ③ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
  - ④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
  - ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
    - 事業主が自ら実施する社会貢献事業
    - 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業
- ④⑤は、過半数組合や労働者の過半数を代表する者の同意を得たうえで、導入します。

取り組みやすいものとしては、①②③になります。

定年制度、継続雇用制度の見直しを行う際に、助成金を受けられる場合があります。

65歳超雇用推進助成金について紹介します。

## 65歳超継続雇用促進コース

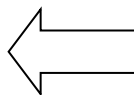
### <概要>

- ・65歳以上への定年引上げ・定年の定めの廃止・希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ・他社による継続雇用制度の導入、のいずれかを導入するために社会保険労務士等の専門家に依頼し経費を要した事業主に対して助成金を支給

### <支給要件>

- 制度を規定した際に経費を要した
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1名以上いる  
(60歳以上でも対象労働者にならない場合があります)
- 高齢者雇用推進者の選任と高齢者雇用管理に関する下記の7つの措置を1つ以上実施していること

- ① 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- ② 作業施設・方法の改善
- ③ 健康管理、安全衛生の配慮
- ④ 職域の拡大
- ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
- ⑥ 賃金体系の見直し
- ⑦ 勤務時間制度の弾力化



導入に必要な専門家のコンサルタントの相談、機器、システム、ソフトウェアの導入にかかった経費に対して助成金が支給される  
**「高齢者評価制度等  
 雇用管理改善コース」**  
 があります。

高齢者雇用管理に関する措置ができていない場合

### <支給額>

1事業主 1回限り ※令和2年度末までに本コースの受給歴がある場合は、2回目の申請が可能

- 65歳以上への定年の引き上げ ・定年の定めの廃止

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳に引き上げ		定年の引き上げ（70歳以上） 又は 定年の定めの廃止
		5歳未満 （引上げ幅）	5歳以上 （引上げ幅）	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

- 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上
	4歳未満（引上げ幅）	4歳（引上げ幅）	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

- 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳まで		70歳以上
	4歳未満（引上げ幅）	4歳（引上げ幅）	
支給上限額	5万円	10万円	15万円